参考２

県内の雇用調整助成金の支給実績等について

大分県内の雇用調整助成金の支給申請状況について

特例措置開始以降、約3,400事業所が支給申請を行い、支出総額は約304億円となっている。

助成金を支給申請している事業所の数は、支給対象月ベースで、令和２年５月（2,334事業所）がピークとなっており、令和３年８月時点で1,600事業所程度となっている。

令和３年５月の支給割合の変更に伴い、生産指標が30%以上減少した事業所を対象とした業況特例が設けられた。**業況特例の適用事業所数は利用事業所のうち約６割程度となっている。**

大分県内の最近の申請状況（支給対象月ベース）（R3.11末時点）

	令和２年	令和３年			
	５月	５月	６月	７月	８月
利用事業所数	2,334	1,686 (826)	1,592 (870)	1,446 (834)	1,594 (916)
支給金額（億円）	38.9	16.5 (10.5)	15.7 (10.9)	10.9 (7.6)	12.6 (8.8)

※括弧内は業況特例の実績。
※支給申請がほぼ終了した８月までの実績を記載している。

支給申請事業所の業種別内訳について

令和３年８月分の支給申請を行っている事業所の業種別内訳は以下のとおり

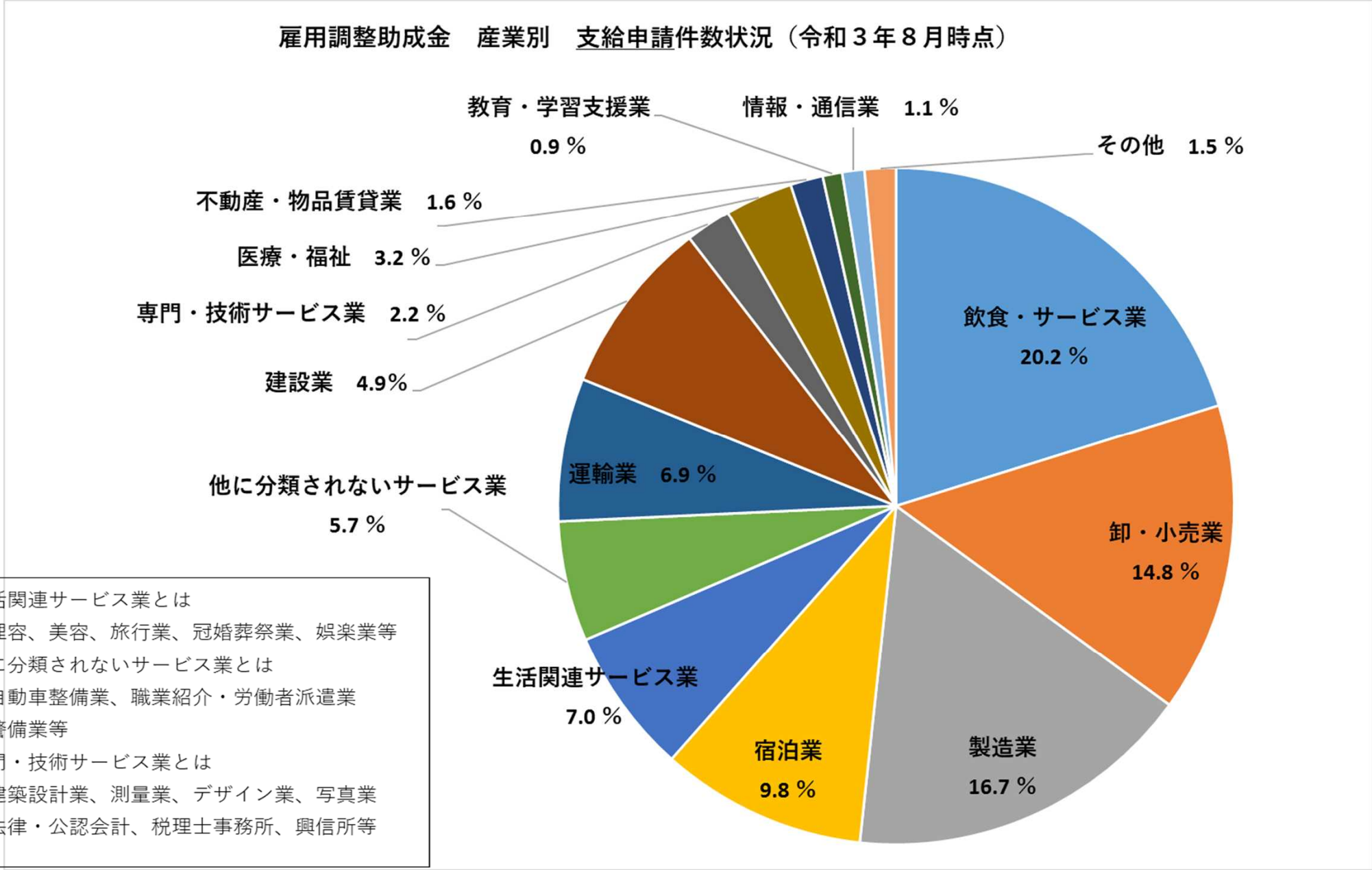

○生活関連サービス業とは
　理容、美容、旅行業、冠婚葬祭業、娯楽業等
○他に分類されないサービス業とは
　自動車整備業、職業紹介・労働者派遣業
　警備業等
○専門・技術サービス業とは
　建築設計業、測量業、デザイン業、写真業
　法律・公認会計、税理士事務所、興信所等

雇用調整助成金・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※３）

		令和３年 ５月～12月	令和４年 １・２月	令和４年 ３月
中小企業	原則的な措置	4/5（9/10） 13,500円	4/5（9/10） 11,000円	4/5（9/10） 9,000円
中小企業	地域特例（※1） 業況特例（※2）	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3（3/4） 13,500円	2/3（3/4） 11,000円	2/3（3/4） 9,000円
大企業	地域特例（※1） 業況特例（※2）	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円

休業支援金等

		令和３年 ５月～12月	令和４年 １月～３月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
中小企業	地域特例（※5）	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業（※4）	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
大企業（※4）	地域特例（※5）	8割 11,000円	8割 11,000円

（※１）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※２）令和３年12月までは、生産指標が最近３か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和４年１月～３月は、生産指標が最近３か月の月平均で前年、前々年又は３年前同期比30%以上減少の全国の事業主。

なお、令和３年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和４年１月１日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。

（※３）【令和３年12月まで】原則的な措置では、令和２年１月２４日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

【令和４年１月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和３年１月８日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※４）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※５）休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ（左記※１）。

なお、上限額については月単位での適用とする。

（例：５月10日から５月24日までまん延防止等重点措置

→５月１日から６月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

（※６）雇用保険の基本手当の日額上限（8,265円）との均衡を考慮して設定。